

◎新潟県告示第1460号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成26年10月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 起業者の名称
三条市
- 2 事業の種類
三条市立井栗児童クラブ施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
三条市西潟地内
 - (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

三条市立井栗児童クラブ施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施するための施設であり、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に基づく第2種社会福祉事業であることから、法第3条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業について、必要な経費を今年度予算措置しているとともに履行の確約をしていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

三条市では、市の総合計画において、仕事と子育ての両立のための環境整備や児童の健全育成の充実に課題として、放課後児童健全育成事業に取り組んでいる。

市で設置している児童クラブの利用者は、核家族化の進行や就労形態の多様化などにより、総じて年々増加している。本件事業で整備する井栗児童クラブも、現在三条市立井栗小学校の特別教室を活用して運営しているものの利用者が急増し、今現在の児童一人当たりのスペースは厚生労働省が策定した「放課後児童クラブガイドライン」に沿っていない状況にある。また、井栗小学校の授業時間の見直しによる児童クラブの開設時間の調整や活動の制限などの問題も生じている。

さらに、今後児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の対象児童の範囲が明確化されることに伴い、今まで以上に放課後児童クラブの利用者が増加するものと見込まれている。

市ではこれらの状況を踏まえ、井栗小学校内に空き教室もないことから、新たに移転新築することとしている。

本件事業実施により、児童一人一人に必要とされる面積が確保され、落ち着いた学習環境、遊び等の集団活動の場及び静養スペースを活用できることから、遊びや生活の中で自主性や社会性を育て児童の健全な育成を図るといふ、放課後児童健全育成事業の本来の目的の達成が可能となるとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援にもつながる。また、児童福祉法改正後の放課後児童クラブの運営に備えることで、今後の利用者数の増加にも対応できる。

本件事業による周辺環境への影響として、児童送迎時の車の騒音やライトが考えられるが、周囲に住宅がないことや停車時にはエンジンを切るよう利用者のルールの徹底を図ることから、周囲への影響は極めて少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく埋蔵文化財包蔵地及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区に該当しないこと、また、自然公園法（昭和32年法律第161号）及び新潟県立自然公園条例（昭和43年新潟県条例第28号）に基づく特別地域にも該当しないことを市で担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、児童クラブの適正な活動、児童の安全及び保護者の利便性が確保できる場所で、井栗小学校から移動しやすい場所であることを条件に小学校敷地内も含む3箇所を選定し、今後の児童クラブの運営に支障を来すことなく、児童の健全育成が図られる場所を比較検討した結果、小学校に近接し、クラブ活動に必要な面積及び保護者の送迎用駐車場が確保できる本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように、児童クラブ利用者の急増によりクラブ室が手狭となったことに伴い、落ち着いた学習環境の確保及び遊びなどの集団活動に支障が生じており、保護者から以前に比べ多様な活動が減り、内容に低下がみられる旨苦情が出ている。また、今後の利用児童の増加に対応可能とするためにも、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
三条市役所栄庁舎三条市教育委員会子育て支援課